

第12節 不妊治療への支援等に取り組む

1 不妊治療における体制整備と支援の在り方に関する検討

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004（平成16）年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、従来の相談事業と併せて総合的な支援対策を講じている。

2 「不妊専門相談センター」の整備

地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している。

第13節 良質な住宅・居住環境の確保を図る

本格的な少子高齢社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、2006（平成18）年2月に国会に提出し、同年6月に成立した「住生活基本法」に基づき、同年9月に「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定されたところである。今後は、この基本法及び基本計画に則り、子育て世帯の居住の安定確保など、少子化対策に資する住宅政策を展開していくこととしている。

子育てを支援するゆとりある住宅の確保の支援

住宅金融公庫の証券化支援事業等による住宅取得の支援をはじめ、特定優良賃貸住宅制度や都市再生機構における民間供給支援型賃貸住宅制度により良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進する。また、新規に建築される公共賃貸住宅はバリアフリーを標準仕様としている。

公共賃貸住宅における子育て世帯の支援

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、その居住の安定を図ることを目的とするものであるが、子育て世帯については、入居者の選考に際し事業主体である地方自治体の判断により優先入居の取り扱いを行っており、2006年2月には、小学校就学前の子どもがいる世帯について、入

居収入基準を緩和した。都市機構賃貸住宅においては新規募集時における当選率の優遇措置を行っている。

保育所等を併設した住宅等の供給の促進

大規模な公共賃貸住宅団地の建替えに際し保育所等の一体的整備を原則化し、また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助や保育所等に関する容積率制限の緩和等を行っている。

職住近接の実現

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、既存オフィス等のファミリー向け賃貸住宅への転用をはじめとする都市型住宅の供給を促進している。

シックハウス対策の推進

2002（平成14）年7月に建築基準法（昭和25年法律第201号）が改正され（2003（平成15）年7月1日施行）、新たにホルムアルデヒドに関する建材の制限、換気設備設置の義務付け等が規定された。また、子どもの健康への影響を考慮し、シックハウス対策に係る調査研究を進めるとともに、シックハウス症候群に関する学校関係者の理解の一層の促進等、学校におけるシックハウス対策を推進している。